## 執行役員規程

公益社団法人日本カーリング協会

### 第1章【総則】

(目的)

#### 第1条

本規程は、公益社団法人日本カーリング協会(以下本協会という)の執行役員の職務、選任、 業務執行方法、報酬及び謝金、退任等に関する基本的事項について定める。

2. 本規程に定める事項以外のことについては、法令、定款、及び理事会の定めるところによる。

### (定義)

#### 第2条

執行役員とは、理事会によって選任され、業務執行をそれぞれ分担して行う責任者のことをいい、個別業務分野の執行を担当し、責任を負うものとする。

#### (忠実義務)

# 第3条

執行役員は、理事会の統括の下に職務の執行を行い、理事会とともに運営の責任者の一翼を 担うことを自覚し、誠実かつ忠実に執行役員としての職務を全うする義務を負い、もって本 協会の発展に努めるものとする。

## 第2章【就任】

(選任)

#### 第4条

執行役員は、役員選考委員会の推薦に基づき、理事会の決議によって選任されるものとする。

- 2. 執行役員は、個別業務分野の識見に優れ、その職責を全うすることのできる者でなければならない。
- 3. 本条第1項により選任された者を会長は執行役員に任命する。
- 4. 執行役員の就任は、理事会の選任決議により定められた日付とする。

# 第3章【退任】

(退任)

第5条

執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは退任とする。

### 任期満了

辞任

解任

死亡

執行役員の資格を喪失

#### (辞任)

第6条

執行役員が辞任する場合は、3ヶ月前までに理事会に届け出るものとする。ただし、特段の 事由がある場合はこの限りでない。

### (解任)

# 第7条

執行役員に不正あるいは不当な行為があった場合、あるいは背信を疑われる行為があったとき、その他執行役員としての適格性に問題があると認められた場合には、理事会の決議によって解任することができる。

## (資格喪失)

# 第8条

執行役員が、法令に定める理事の欠格事由と同一の事由に該当したときは、執行役員の資格 を喪失するものとする。

2. 執行役員が監事に就任した場合は、執行役員の資格を喪失する。

## 第4章【業務】

(業務執行の委任)

第9条

理事会は、選任した執行役員について、業務の執行を委任することができる。

2. 理事会は、いつでも執行役員の執行業務の内容その他について変更することができる。

- 3. 会長及び専務理事は、執行役員の職務の執行を統括し、指揮監督する。
- 4. 理事会は、執行役員の職務の執行を監督し、その責任を負う。

### (責務)

### 第10条

執行役員は、次の事項に留意して所管業務の執行にあたらなければならない。

理事会で決定した本協会の方針及び会長の指示に基づき、担当業務について責任を持って 誠実に執行にあたること。

職責を十分に自覚し、責任を持って創意と工夫をこらし、忠実に執行にあたること。

各部門との連携調整協力のもとに、理事会及び会長、理事との連絡を密にして執行にあたる こと。

自己の担当する業務はもとより、本協会運営の立場に立って執行にあたり、本協会の発展にも努めること。

#### (報告義務)

### 第11条

執行役員は、理事会または会長の求めに応じて、自己の担当する業務執行の状況について報告しなければならない。

## (理事会への出席・報告義務)

#### 第12条

執行役員は、理事会に出席を求められたときは出席しなければならない。

2. 執行役員は、担当事項の執行状況について理事会に報告をしなければならない。

# (機密保持)

#### 第13条

執行役員は、業務上知り得た本協会の秘密を保持し、本協会に対して不名誉あるいは不利益 となるような言動および行為をしてはならない。

#### (禁止事項)

### 第14条

執行役員は、次に定める事項をしてはならない。

法令または本協会の規則等に定める義務等に違反すること。

本協会の承認なく、本協会内において宗教活動または政治活動をすること。

本協会の承認なく、自己または第三者のために取引を行うこと。

職務上の地位を利用して手数料・リベート等の金品を収受すること。

職務上知り得た秘密を正当な理由なく本協会の内外に漏洩または開示すること、または本協会の名誉または信用を害するような行為または言動をすること。

その他、本協会の利益を害する一切の行為。

# 第5章【報酬及び謝金】

## 第15条

執行役員の報酬及び謝金は、「役員報酬・退職金に関する規程」及び「役員の謝金及び費用等に関する規程」の定めるところによる。

# 第6章【その他】

(規程の改廃)

第16条 本規程の改訂及び廃止は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和3年5月16日より施行する。